

福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例案

理由

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正により市町村における基本構想の策定に関する規定が削除されたこと、基本構想が市行政に係る計画の基礎となる重要なものであること等に鑑み、基本構想の策定、変更又は廃止について議会の議決を義務付ける等の必要があるによる。

福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成 18 年福岡市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「基本計画」を「基本構想，基本計画」に改め，同条第 4 号を同条第 5 号とし，同条第 3 号を同条第 4 号とし，同条第 2 号中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項に規定する」を削り，同号を同条第 3 号とし，同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 基本構想 総合的かつ計画的な市行政の運営を図るために定める構想をいう。

第 3 条第 1 項及び第 5 条中「基本計画」を「基本構想及び基本計画」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。